

議決事項の一部変更について（委託協定）

令和5年3月30日令和5年第1回霧島市議会定例会で議決された議決第31号日豊本線隼人駅周辺整備事業に伴う東西自由通路整備工事の委託協定について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

第3項中「1,770,861,000円」を「1,738,968,213円」に変更する。

（提案理由）

日豊本線隼人駅周辺整備事業に伴う東西自由通路整備工事の委託協定について、工事の精算により、当該協定の金額を減額する変更委託協定を締結するため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものである。



議案第31号
議決第31号

協定の締結について

下記のとおり、委託協定を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月30日提出

霧島市長 中重 真一



令和5年3月30日 可決

霧島市議会議長 阿多己清



記

- | | | |
|----------|--------------------------------|----------------------------|
| 1 協定の目的 | 工事名 | 日豊本線隼人駅周辺整備事業に伴う東西自由通路整備工事 |
| | 工事場所 | 霧島市隼人町内山田一丁目、隼人町見次地内 |
| 2 協定の方法 | 随意契約による（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） | |
| 3 協定の金額 | 金1,770,861,000円 | |
| 4 協定の相手方 | 所在地 | 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 |
| | 氏名 | 九州旅客鉄道株式会社 |
| | 代表取締役社長 | 古宮 洋二 |

(提案理由)

日豊本線隼人駅周辺整備事業に伴う東西自由通路整備工事の施行について、協定を締結しようとするものである。

(参考)

期間等は、別紙のとおり。